

文 書 質 問 回 答 書 (5 月)

質問者： 斉藤 隆浩 議員

回答日： 令和 6 年 5 月 21 日

1. より良い工業団地づくりについて

「より良い工業団地づくりについて」のご質問ですが、本町におきましては、昭和 40 年代に石炭産業が衰退し、夕張鉄道が廃止となるなど、地域経済に大きな影響が生じていた中、昭和 48 年 6 月の第 1 工業団地の造成を皮切りに、昭和 53 年 11 月には第 2 工業団地、平成元年 9 月には第 3 工業団地、平成 30 年 4 月には第 4 工業団地、さらには、令和 6 年 3 月に第 5 工業団地の造成を行い、栗山商工会議所をはじめ多くの関係機関のご協力のもと、積極的な企業誘致活動を展開し、令和 6 年 5 月現在、29 社の企業が進出しております。

また、進出企業が相次ぐ中、企業間の情報交換や環境整備等を合同で行うため、昭和 56 年 1 月には、栗山町工業団地企業協議会が設立され、様々な事業を積極的に展開されております。

そこで、ご質問①の「既存企業の業種変更や、民間同士の用地賃貸・売買のいずれにおいても事前に町に届出する仕組みを構築する考えについて」ですが、現在、町との分譲販売の契約形態につきましては、売買又は賃貸（譲渡付き賃貸借）による契約のどちらかを選択する方法で行っておりますが、企業が用地取得後に、民間同士での売買又は賃貸に移行する際は、「工場立地法」（昭和 34 年法律第 24 号）で定めている「特定工場」（製造業等であって政令で定める規模以上の工場）の設置の場合を除き、市町村長への届出は不要となっております。

しかしながら、既存企業の業種変更や代表者等の変更は工業団地を形成する上でも、重要事項と認識しており、そのような変更が生じる際は、町への報告を依頼し、進出企業間によるトラブルが生じないよう今後も努めてまいります。

ご質問②の「事業開始後による景観や環境悪化、近隣からの苦情対応など、法律に照らした調査・指導体制づくりを構築する考えについて」ですが、景観や環境悪化への対応に関しましては、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）及び「北海道公害防止条例」（昭和 46 年 10 月条例第 38 号）、さらには、栗山町景観条例（平成 25 年 3 月条例第 22 号）に基づく指導・勧告・命令を行っております。

今後におきましても、景観や環境を損なう事例が生じた際、あるいは生じるおそれがある場合

	につきましては、事業者への指導はもとより、町による監視パトロールの強化や工業団地企業協議会との連携を強化し、官民による監視機能を充実させてまいります。
--	--

	また、事業者が周辺環境を著しく悪化させる被害が生じた場合は、北海道と連携し必要な措置を要請してまいります。
--	--

	いずれにいたしましても、既存企業はもとより、新たに進出を希望する企業の皆様が安心して本町での操業が継続できるよう、より良い工業団地づくりを目指してまいります。
--	--